

# 全空連による当協会除名処分は違法・不当との裁判所決定

## －仮処分勝訴の意味について－

平成26年10月31日

会員各位

公益社団法人日本空手協会  
会長 中原伸之

先にお知らせしましたように、当協会が全空連に対して行った仮処分申立の裁判に、当協会は勝訴いたしました。これは、全空連による当協会の除名処分は違法であり、不当であるとの当協会の主張が正当であったことを、東京地裁が認め、法的には除名処分を元に戻し、現時点で「全空連の協力団体」たる地位を（仮に）復活させたものです。そこで、この機会に、仮処分申立に至る経緯、審理の経過、仮処分決定の意味などについて、改めてお知らせいたします。

なお、当協会は、この事実（裁判結果）を所管官庁である内閣府や文部科学省等に対して参考送付いたします。

### 1 なぜ仮処分申立を行ったのか－紛争の原因と交渉の流れ

ご承知のように、全空連は、平成26年3月10日、当協会が平成25年12月22日に天皇杯・皇后杯下賜の請願書を宮内庁に送付したことは全空連による天皇杯・皇后杯の申請、下賜に至る過程において重大なる障碍を招いたとして、連盟規約第14条に基づき、当協会を全空連の「協力団体」から「除名」する懲戒処分に付した旨を通知してきました。

そして、全空連は、この除名処分後、文部科学省等をはじめとする関係各機関に対して、当協会が全空連による下賜申請を妨害したなどという虚偽の事実を申述・流布してきました。

さらに、全空連は、除名処分は正当であると喧伝して、当協会及び当協会所属会員に対して不当な取扱いを徹底して行ってきました。その1つが、平成26年6月末日までに公認段位の移行手続を行わない限り、以後は公認段位の移行を認めないとの取扱いの表明です。これは、上記期限後、当協会所属会員が全空連主催の大会に出場するためには一から段位を取り直す必要を生じさせるもので、その結果、当協会所属の選手が全空連主催の大会に出場することを事実上不可能にするものです。また、全空連が主催する大会に出場する場合にも、所属団体である当協会の名前やマーク入りの胴着の着用を禁止するという嫌がらせもしてきました。

このように、全空連による不当な除名処分の結果、当協会及び当協会所属の会員は、全空連から具体的な不利益を被ると同時に、当協会の名誉、信用が著しく毀損されるに至りました。

そこで、当協会は、全空連に対し、除名処分には正当な理由・根拠がなく、形式的にも実質的にも違法・不当であること、除名処分の手続は違法であることなどを詳細に説明し

(その主な点については、「3 仮処分裁判の審理経過」を参照)、除名処分の撤回を要求するとともに、空手業界を二分する有力団体が争いを繰り広げることは空手界の発展に支障が生じることから、話し合いによる解決を図るようにと繰り返し申し入れてきました。さらに、当協会の代理人弁護士は、全空連の代理人弁護士に面会し、重ねて話し合いによる解決を求めました。

しかし、全空連は、除名処分を取り消すことはできないし、天皇杯下賜申請問題について当協会と協議する考えもない旨を回答してきました。

そこで、当協会は、この除名処分には正当な根拠がないにもかかわらず、これを是正しようとする全空連とは、任意での話し合いはもとより、その自浄作用も期待できないと判断しました。また、このまま除名処分の決定を放置していたのでは、当協会に回復不可能な程度まで損害が拡大する蓋然性があったことから、やむを得ず、平成26年9月10日、東京地裁に対して「協力団体の地位」の保全を求めるための仮処分を申し立てることにしました。

## 2 天皇杯・皇后杯の下賜申請問題について

全空連が当協会を除名処分に付した背景には、上記のように、天皇杯・皇后杯の下賜申請の問題がありますので、この点について触れておきます。

全空連は、平成22年、天皇杯・皇后杯の下賜申請を要望していましたが、当協会が「空手界は未だ統一性、品性等に問題がある現状に鑑み、時期尚早」との意見を表明した結果、全空連は天皇杯・皇后杯の下賜申請を見送ったという経緯がありました。

それから3年後の平成25年11月、全空連が、文部科学省に、天皇杯・皇后杯の下賜申請の相談をしたところ、宮内庁は、文部科学省を通じ、「空手界の主要な団体間でしっかりと協議、調整するように」との見解を示しました。そこで、文部科学省は、全空連にこの旨を伝えた上で、主要な団体間で協議をするようにとの指導を行いました。

ところが、全空連は、当協会との間では一切の協議や調整をしないまま、平成25年12月6日、理事会を開催し、天皇杯・皇后杯下賜申請の決議を強行し、文部科学省を始めとする関係機関に対し、上記決議は「空手界の総意である」旨の虚偽の説明を行いました。

他方で、当協会は、平成25年12月22日、宮内庁に対し、当協会主催の「天皇杯」下賜の請願書（ここには皇后杯は含んでいません）を提出したところ、これが宮内庁に受理されました。

そして、その後、全空連が、上記下賜申請の申請書を提出しようとして文部科学省を訪れた際、文部科学省は、空手協会からの下賜請願の事実を把握したことから、全空連が「空手界の総意」を得ていないままに下賜申請を行おうとしたことが明らかになりました。そのため、全空連は、文部科学省からの指導を受け、天皇杯・皇后杯の下賜申請を取りやめるに至った模様です。

その後、全空連は、当協会に対して、（協力団体からの）退会又は天皇・皇后杯の請願書の取下げを勧告し、回答がないか請願書を取り下げないときは除名処分を行う旨を通告してきました。

しかし、当協会がこの不当な要求を拒否したところ、全空連は当協会を除名処分に付したのです。

### 3 仮処分裁判の審理経過

当協会は、仮処分の申立において、主に次の3点において、全空連の除名処分が不当であると主張しました。

- ① 当協会を協力団体たる地位から除名する法的根拠がない（除名できない）こと。  
すなわち、全空連が論拠とする「連盟規約」や、他の規程をみても協力団体を除名できる規定がないこと、加盟団体との関係を定める規定を協力団体である当協会に「準用」できる法的根拠がないこと。
- ② 除名処分を裏付ける正当な理由（全空連の天皇杯・皇后杯の申請、下賜に至る過程において重大なる障害を招いた妨害行為に該当する、あるいは、全空連の諸規程、統制に違反したという事実）がないこと。  
すなわち、当協会の上記下賜請願は憲法が保障する「請願権の行使」であること、諸規程といっても具体的にどの規程であるか指摘できていないこと、全空連と当協会は上下関係になく、当協会は全空連の統制を受ける立場にないことなど。
- ③ 除名処分は、連盟規程等に定める内部の適正手続すら履践していないこと。

これに対して、全空連は、仮処分の手続の中で、上記①に関し、除名処分は連盟規約の中の加盟団体との関係を定める規定を準用したものであること、準用は正当であること、他方で、上記③の適正手続等については、これを定める諸規程を準用しないので内部手続は不要であるとして、全空連に都合のよい部分だけに限定して準用する旨を主張しました。

ところが、裁判官からその不当性等を指摘されると、全空連は、一転して「準用したのはミスである。素人考えで誤って準用した。」「そもそも協力団体たる地位は法的関係ではない。単に事実関係に過ぎないので、全空連の一存でいかようにも処分できる。全空連の理事会など全空連側の手続だけで除名は正当にできる。」などと説明しました。

このように、仮処分手続の中で、全空連は、その主張を二転三転させましたが、最後まで除名処分を正当づけるだけの論拠を示すことはできませんでした。

### 4 当協会が得た勝訴決定の意味

上記審理を経て、東京地裁は、平成26年10月24日、債権者である空手協会の主張を相当と認めて、「空手協会が全空連の協力団体の地位にあることを仮に定める」旨の決定を出しました。

これにより、当協会は、除名処分に付される以前に全空連との間で有していた権利・利益を今後も受けることとなります。例えば、公認段位の移行、都道府県連を通しての体育館等の借用、松濤館流の型に関する指導担当等については、除名処分を受ける前と同様の取扱いが当協会に対してなされることとなります。

しかも、この裁判所の決定は「命令」ですので、全空連はこれに従わなければなりません。もしも全空連が法的手続によることなしに、除名処分後に行った不当な取扱いを改善せず、今後も継続するようなことがあれば、それは仮処分決定に反するものとして違法となります。公益財団法人が法違反の行為を行えば、内閣府から公益法人の認可取消しなどの処分を受ける可能性もあり、法人としてのコンプライアンス、ガバナンスの欠如として、

社会的非難を受けることになるでしょう。

勿論、この仮処分決定に対して全空連が異議を申し立て、本裁判を提起することもできます。その場合には、決着するまでに裁判が長期化することも考えられますが、仮処分決定の執行停止が認められるか、あるいは仮処分決定が覆されない限り、この度の仮処分の効果は続きますので、当協会の協力団体の地位が揺らぐことはありません。

## 5 おわりに

全空連は、この仮処分決定を真摯に受け止め、違法・不当な除名処分により空手協会の名誉や信頼を毀損したことを猛省し、約3万7000人に及ぶ当協会所属会員に謝罪すべきであると思います。

当協会は、これまで一貫して主張してきているように、話し合いを通して、全空連との関係改善を図るとともに、建設的な提案により、空手界の飛躍、発展のために一層の貢献を果たしたいと考えております。

以 上